

ドミニカ共和国政府による夜間外出禁止令の時間帯の変更について

令和3年7月14日
在ドミニカ共和国日本国大使館

7月12日、アビナデル大統領は大統領令 432-21 により、国内全土における外出禁止令の時間帯の変更を発表しました。

(1) 7月14日～7月21日早朝まで
月曜日から金曜日：午後11時から翌午前5時まで（帰宅のための移動は翌午前1時まで）
土曜・日曜：午後9時から翌午前5時まで（帰宅のための移動は午後11時まで）

(2) 7月21日～国家非常事態宣言の期間中（8月27日まで）
月曜日から日曜日：午後11時から翌午前5時まで（帰宅のための移動は翌午前1時まで）

なお、実施期間や外出禁止時間が変更される可能性もありますので、お出かけの際には最新情報の入手に努めてください。

今回の期間延長についての詳しい内容（スペイン語のみ）は次のリンクからご確認ください。
○<https://presidencia.gob.do/decretos/decreto-432-21>

【問い合わせ先】

在ドミニカ共和国日本国大使館領事部
EMBAJADA DEL JAPÓN EN LA REPÚBLICA DOMINICANA
TEL 1-809-567-3365 FAX 1-809-566-8013
consul@sd.mofa.go.jp